

## 原子力災害に係る会費納入の特例措置に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。）に伴い被災した会員に対し、ふくしまICT利活用推進協議会会則（以下、「会則」という。）第13条第2項及びふくしまICT利活用推進協議会会計細則（以下、「会計細則」という。）第2条の規定に基づく会費に関して、免除の特例措置を定めることを目的とする。

### (会費徴収の特例)

第2条 原発事故により本社機能を他の市町村に移転している会員に対しては、会則及び会計細則の規定に関わらず、本会の会費を免除する。

### (附則)

この規程は、総会の承認のあった日（平成24年6月4日）から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。